

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桜川市長 大塚秀喜

市町村名 (市町村コード)	桜川市 (82317)
地域名 (地域内農業集落名)	紫尾地区 (羽鳥、東山田、堀の内、中村、一本松、滝の入、福田、遠西、南椎尾、酒寄)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は筑波山の裾野に位置し、西端を桜川が南北に流れ、中央を県道つくば益子線が南北に通る。県道西から桜川に至るまで水田が広がり、県道東から山沿いに傾斜地に沿った農地が広がる。
山際であるため、鳥獣被害が多く、地域全体で対策に取り組んでいる。
現行の人・農地プランに登録された担い手は9名であるが、そのうち60歳以上は6名と66パーセントであり、次世代の農業者の育成が求められる。
地域で主に生産されているのは水稻であり、傾斜地では果樹も生産されている。
税シャチの農地は地形上の制約で規模の小さい圃場が多く、斜面や水路の管理も難しく、農地の耕作者がなかなか見つからない。
新たな担い手の育成、発掘を進めるとともに、傾斜地で栽培しやすい作物や鳥獣被害に対応した栽培形態を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

2枚の地図を活用して話し合いを行い、以下のような意見が出た。
平野、傾斜地を問わず多く出た意見は「耕作条件の改善」「鳥獣害関係」であった。
耕作条件の改善は、全体として、基盤整備後時間がたっているため、暗渠、パイプラインの老朽化や圃場面積が狭く耕作しにくいとの意見があった。また、酒寄と椎尾の水田ははつくば市の水利組合の水路、つくし湖の水、霞用水の水が入り乱れて管理上の問題が生じている、道路の拡張で分断され耕作しにくくなってしまった、平地に見えても高低差で水が来なかったり、管理がしづらい、1枚にまとめて大きな圃場にできないとの意見があった。
羽鳥地区については、山水や川の水で作物を作っているが水が足りず、今土地改良の説明会を行っているが基盤整備を行うことが営農継続に必要な意見があった。
つくし湖から上の農地については、山際の農地で高低差で分断され、基盤整備も難しく鳥獣被害もひどく耕作者がいないため、地元で不足して問題となっている登山客用の駐車場への転用を考えるとどうかとの意見も出た。
酒寄地区について、つくば市と境目の県道東の山について、昔の桑畑で山林化して何十年もたつため、山林に戻してどうかとの意見もあった。
今後基盤整備や土地の利用形態も含めて検討していく。
鳥獣被害について、地域全体に被害があり柵の設置等で引き続き対策を進めていく必要があるとの意見が出た一方、イノシシに食べられないような作物を導入してどうかとの意見も出た。今後は鳥獣害対策を支援しつつ、新たな作物の導入についても検討していく。
その他の意見として、水路ごとに担い手へ集約し、移動時間の削減を行えば規模拡大ができる、水の導入をバルブ式にしてほしい、多面的機能直接支払い交付金制度は200mの上限があり使いづらい、のり面の除草が追い付かないなどの意見があったほか、山間や狭小地の農地は採算度外視の経営か高収益の作物を作らなければ難しいとの意見があった。
今後は担い手への集約を検討しつつ、集約しづらい農地での営農形態を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	379 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	379 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業委員会の農地台帳に記載されている農地のうち、農業上の利用の意思が示されている区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用し、離農者の農地を担い手へ集積、集約化する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 新規の貸借、利用権の更新を粉う際に農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 地形にあった農地の活用を模索しつつ、必要と思われる農地については基盤整備事業の活用を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域の農業者の担い手への育成や新規就農者の受け入れなどを行い、担い手の確保を図りつつ、小規模農家の在り方についても検討を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

東山田地区、南椎尾地区、酒寄地区において、多面的機能支払交付金制度を活用し、農地の保全・管理を行う。